

中国の清潔生産促進法制について

王 一 晨*

目 次

はじめに

- I. 清潔生産法制の本質と特徴
- II. 『清潔生産促進法』の主要規定
 1. 制定経緯
 2. 基本原則
 3. 対象範囲
 4. 管理執行体制
 5. 政府の責任
 6. 実施の要請と法的責任
 7. 奨励措置
- III. 改正前の『清潔生産促進法』における実施体制、実施状況及び問題点
 1. 改正前の『清潔生産促進法』の実施体制
 2. 改正前の『清潔生産促進法』の実施状況
 3. 改正前の『清潔生産促進法』の問題点
- IV. 2012年の『清潔生産促進法』の改正
 1. 改正の経緯
 2. 改正の概要
 3. 中国循環経済法制の展望

参考資料：2012年『清潔生産促進法』の翻訳

はじめに

中国における環境問題は、1979年以降の「社会主義現代化建設」及び「改革開放」という工業化の進展にともない、急速な経済発展の陰で、深

* おう・いっしん 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

刻な環境汚染と自然破壊が進行し、重要な社会問題になっている。環境基本法と様々な関係法律が制定されてから、環境状況は局部的には改善しているが、全体としては悪化し続けている。特に、工業生産活動における汚染廃棄物の排出及び自然資源の浪費等の原因で、廃棄物問題と資源問題はますます深刻化している。その一つの原因としては、伝統的な生産及び経済活動が非循環の生産及び経済モデルを採用し、自然環境と資源に大きな負担をかける一方、法的には、持続可能な発展を中心として現行環境法の不備が大きな要因となっていることが指摘されている。環境問題の解決には、環境法分野の法がそれぞれの役割を果たさなければならない。その中でも、持続可能な発展を中心として循環経済法制度の完全化は極めて重要である。

現在、中国では、2008年に制定された『循環経済促進法』は、循環経済法分野の基本法として、中国全般の循環経済活動を規制している。しかし、まだ発展途上国としての中国を、急に経済発展から環境保護に中心を移動させるには、様々な困難があると考えられている。日本の経済状況と違うので、現在まだ経済と工業が急速に発展する段階に属している中国では、リサイクル問題というより、生産活動における汚染問題と資源問題に取り組むことは必要性が高いと中国政府は考えている。したがって、自然資源の循環利用を重視し、生産の段階からの汚染を抑制する特色があるクリーンな生産活動を推進する清潔生産という先進的な戦略は、現在の状況に適合すると考えられている。2002年に制定された『清潔生産促進法』及び2012年の同法の改正法は、清潔生産分野における重要な法律上の拠り所になっている。中国の清潔生産法は、クリーン生産に関する法律を内容とする。それは、日本の『循環型社会形成推進基本法』をはじめ、各分野におけるリサイクル法と着眼点が異なるのである。例えば、同じ循環型社会形成における基本原則としての「減量化原則」は、日本では、汚染や廃棄物の排出量を減少させることを目指すものであるが、中国では自然資源の消費をできるだけ減少するという意思も「減量化原則」に含まれてい

る。それ故に、循環経済に関する法律を制定することにおいても、着眼点は異なっている。そのような様々な区別から見れば、両国の循環経済法制に関する比較研究の価値があると考ええる。

本稿は、中国における清潔生産促進法制を明らかにしようとするものである。上杉信敬の「中国における循環経済社会と法——2002年、清潔生産促進法」¹⁾ という論文は、清潔生産法の制定経緯から展開し、当時の中国の社会状況を背景として、2002年の『清潔生産促進法』の内容及び評価を論述したものである。本稿は、この論文とは異なる視角から、中国における清潔生産促進法制について、改正前の『清潔生産促進法』における主要内容とその特色及び10年後の同法律の実施体制と実施状況を検証し、改正前の法律における問題点及び2012年の改正法に関する内容を中心とした考察を行う。

I. 清潔生産法制の本質と特徴

「清潔生産」(クリーン生産)というのは、20年間にわたり、理論を最初に提唱した学者の概念から発展し、今日においては個別の企業活動方針及び国家戦略、さらには国連環境計画局にも採用されており、持続可能な発展を目指す新たな汚染予防と制御の理念であると考えられている²⁾。その本質は、環境法の汚染予防原則に基づき、使用する工業技術及び設備の維持管理に至るまで、社会的生産の全段階を制御し、それにより生産活動の出発点から、資源浪費の減少、資源循環利用の促進、汚染の抑制、人間の健康と環境への危害の減少またはその消滅を図るところにある³⁾。いわゆ

1) 上杉信敬「中国における循環経済社会と法——2002年、清潔生産促進法」山口経済学雑誌53巻6号845頁-873頁。また、王曦「環境法の最近の進展と直面する課題」北川秀樹編著『中国の環境問題と法・政策』(法律文化社、2008年)35頁-38頁は、循環経済と清潔生産に関して、当時の中国の実施体制からその内容を論述している。

2) 王明遠『清潔生産法論』(清華大学出版社、2004年)8頁。

3) 人民日報評論員「クリーン生産を推進し、持続可能な発展戦略を実現しよう」(人民

る清潔生産とは、以前のように産業廃棄物と汚染物を排出した後その汚染物を処理するという方法に代えて、工業生産活動における初期段階から資源を節約し、汚染物の排出量とその危害を減少する先進的な戦略である。

清潔生産法制というのは、環境法の汚染予防原則に基づき、汚染対策を中心として制定された法制度であるため、環境法体系の一つであると認められている。現代の環境法の原点は、利益を重視する経済発展と環境保護との矛盾の解決にあると考えられている。清潔生産法制の基本目的は、人間関係の調整を通じて、環境汚染と生態系破壊を防ぎ、さらには人間と自然の調和を維持するとともに、最大限に人間の利益と社会の発展を確保し、環境利益と経済利益のバランスを取ることでありとされている。

中国では、清潔生産という概念は、循環経済というさらに大きな概念から派生したものであり、「循環経済」という専門用語は、数十年前から現れた一つの経済発展モデルを示すものであると認められている。中国では、非循環型経済モデルが従来の産業社会においては主流であり、循環型経済モデルが社会の持続可能な発展を保障する新たな経済発展モデルとされたのは、まだここ十数年のことである。しかし、中国の循環経済における法制化思想は、既に数十年前の立法に現れていた。実際に、以前の循環経済に関する諸法は、現段階の循環経済における法制度の重要な基礎になっている。

中国は、1970年代から、環境保護と資源の持続可能な発展を推進することを法律において規定した。1973年の第1回全国環境保護会議では、国家計画委員会⁴⁾は、『環境の保護と改善に関する若干の規定⁵⁾』の中に、「産

↘日報、2002年7月5日）。

4) 国家計画委員会は、1952年に成立した、國務院に属する行政部局としての中華人民共和國国家發展改革委員會の前身であり、経済と社会の政策を制定し、経済のマクロ調整等を行う。

5) 中国法体系における『規定』というのは、中国の行政法の法源である『行政法規』の一つである。行政法規というのは、國務院から制定され、政治、経済、教育、科技、文化及び外交等の各国家行政事項が規定される法的効力を持つ規定である。それに、管理内容

業における廃気、廃水及び廃棄物を最大限に減少しなければならない」ということを規定した。しかし、政府は、1979年の『環境保護法（試行）』を制定してから、工業汚染の対策に重点を置いたとともに、工業汚染の対策の中心として、環境保護法制度を制定した⁶⁾。

当時の中国政府は、環境保護の担当部局に、汚染対策のみを担当させ、それに対し、国家経済貿易担当部局には自然資源の保護を担当させた⁷⁾。1985年に国務院から公表された『環境の保護と改善に関する若干の規定』の中には、資源の総合的利用⁸⁾を展開した企業を優遇する等、様々な奨励策が規定されていた。国は、その『環境の保護と改善に関する若干の規定』の実施により、循環経済の重要な部分としての資源の総合的利用を大幅に推進した。1996年8月に、国務院から公表された『環境保護問題に関する若干の決定』の中には、「全ての建設工程項目は、エネルギー消費を抑え、汚染物排出量を減少させる清潔生産技術を利用しなければならない」ということが規定されていた。1997年4月に、国家環境保護総局⁹⁾から公表された『清潔生産を推進することに関する若干の意見』の中には、「清潔生産活動を順調に展開するために、地方政府における環境保護の担当部局が、清潔生産を従来の地方環境管理政策の中に入らなければならない」ということが規定されていた。そして、新たな清潔生産活動を推進するために、1998年から1999年まで、国務院と他の関係担当部局は、清潔生産技術の利用を通じ、資源の有効利用及び環境汚染と生態系破壊の改善に

↘の具体的な程度により、『規定』、『条例』及び『办法』という三つの名称がある。

6) 蔡守秋「論循環経済立法」（南陽師範学院学报，2005年第1期）1-2頁参照。

7) 周珂『生態環境法』（法律出版社，2001年）172頁以下参照。

8) 資源の総合的な利用には二つの部分が含まれると考えられている。一つ目は、自然資源の最小化において最大の効果を実現しようとするものであり、特に副産物の再利用である。二つ目は、工業から排出した「廃気、廃水及び廃棄物という三廃」のリサイクルである。

9) 国家環境保護総局は、国務院に属する行政部局としての中華人民共和国国家環境保護部の前身である。

関する条例と意見を公表した¹⁰⁾。中国政府は、法律を制定し、または政策を策定するにともない、地方の循環経済法制度の整備のために、様々な分野における実践を行った。例えば、地方政府は、1999年に、国家経済貿易委員会¹¹⁾から公表された『清潔生産の地方の試行に関する通知』の中に、選抜事例として北京、上海等の十の都市と石油工業、化学工業及び冶金工業等の五の産業に、地方レベルの清潔生産に関する法律を制定し、政策を策定した¹²⁾。2002年6月29日に、第9期全国人民代表大会常務委員会第28回会議は、清潔生産（クリーン生産〈cleaner production〉）に関する『清潔生産促進法』を通過させ、2003年1月1日から施行した。同法は、中国では初めての循環経済を発展することを目指す、主に企業活動規範を規定する法律であり、中国循環型社会の発展の原点であると中国社会においては認められている。2004年12月に改正された『固体廃棄物汚染環境防止処置法』の第3条には、「国は、清潔生産と循環経済を推進するために、経済、政策及び技術等の手段を通じ、固体廃棄物を十分に回収し、リサイクルしなければならない」という固体廃棄物のリサイクルに関することが規定されていた。2005年に公表された『再生可能なエネルギー法』は、社会の持続可能な発展を目指し、再生不可能なエネルギーに代えて、再生可能なエネルギーを開発、利用することを規定し、生産過程に流入する資源節約という基本理念を具体的に体现することを目的としている。再生可能なエネルギーに関する規定は、循環経済の基本原則として「減量化原則」における一つの反映であると考えられている¹³⁾。2008年8月29日、第11期全国人民代表大会常務委員会第4回会議は、中国循環経済法制分野

10) 朱伯玉『循環経済法制論』（人民出版社、2007年）79頁以下参照。

11) 国家経済貿易委員会は、國務院に属する行政部局としての中華人民共和国国家商務部の前身である。

12) 向輝、劉濱「我国循環経済法制体系匡架の構建」（環境保護、2005年第8期）18頁以下参照。

13) 蔡・前掲（注6）3-4頁参照。

の基本法としての『循環経済促進法』を通過させ、2009年1月1日から施行した。中国社会において『循環経済促進法』は、中国の循環経済発展の促進、資源利用率の向上、環境保護とその改善、持続可能な発展の実現のための基本法として、中国の循環経済法制度の整備過程における、巨大な進歩であると考えられている¹⁴⁾。そして、『循環経済促進法』にともない、地方政府においても、立法という方法を通じ、地方レベルの法律により循環経済活動を推進することが始まった。例えば、『貴陽市循環経済生態都市建設条例』と『遼寧省循環経済の発展に関する試行条例』という循環経済法制度の地方レベルの法律はその一例である。そして、清潔生産と循環経済を発展させることを目的として、国務院は、政府及び各担当部局の責任をさらに明確にするために、2010年に『清潔生産促進法』の改正案を提出した。2012年2月29日に、第11期全国人民代表大会常務委員会第25回会議は、『清潔生産促進法』の改正案を通過させ、2012年7月1日から施行した。現在中国では、全国人民代表大会常務委員会から制定された『清潔生産促進法』及び『循環経済促進法』という二つの法律が中国循環経済法制度の中心の部分であると認められている。

II. 『清潔生産促進法』の主要規定

1. 制定経緯

前項で述べたように、以前の中国では、専門的な清潔生産の法律が不在であるにもかかわらず、環境基本法としての『環境保護法』、『大気汚染防止法』、『水汚染防止法』及び『固体廃棄物環境汚染防止法』等の法律には、僅かながらにも、清潔生産に関する規定が存在していた。例えば、1989年12月26日に制定された、中国の環境保護の指導原則と基本制度が規定されている『環境保護法』には、清潔生産に関する条文が含まれてい

14) 常紀文「循環経済促進法意義深遠」(中国環境報, 2008年9月)参照。

る。同法の第24条¹⁵⁾と第25条¹⁶⁾に規定されている内容は、企業が行う清潔生産活動について以下の三点、即ち、1. 環境汚染と公害発生に対する防止義務、2. 資源の有効利用、3. 廃棄物処理技術の活用を定めたものとなっている。1987年に制定された『大気汚染防止法』には、1995年と2000年の改正によって、第8条¹⁷⁾、第9条¹⁸⁾、第19条¹⁹⁾、第24条²⁰⁾、第25

-
- 15) 『中華人民共和國環境保護法』第24条：環境汚染とその他公害を生じさせる組織は、必ず環境保護対策を計画に織り込み、環境保護責任制度を確立しなければならない。生産、建設又はその他の活動中に生じる廃気、廃水、廃渣、粉塵、悪臭、放射性物質および騒音、振動、電磁波の輻射等環境を汚染し、危害を与える物質等の発生防止に有効な対策を講じなければならない。
- 16) 『中華人民共和國環境保護法』第25条：新設の工業企業と現有の工業企業の技術的改造にあつては、資源の利用効率が高く、汚染物の排出量の少ない設備と工業技術を採用しなければならない。経済合理性の高い廃棄物の综合利用技術と汚染物の処理技術を採用しなければならない。
- 17) 『大気汚染防止法』第8条：国は大気汚染防止及び関連する综合利用活動に利をもたらず経済・技術政策及び措置を採る。大気汚染の防止や大気環境の保護と改善において顕著な成果を上げた企業及び個人に対し、各レベルの人民政府は報賞を与える。
- 18) 『大気汚染防止法』第9条：国は大気汚染防止に関する科学研究を奨励・支援し、先進的で実用可能な大気汚染防止技術を推進し、太陽エネルギーや風力エネルギー、水力エネルギー等のクリーンエネルギーの開発と利用を奨励・支援する。国は環境保護産業の発展を奨励・支援する。
- 19) 『大気汚染防止法』第19条：企業はまず、エネルギー利用効率を高め、汚染物質排出量が少ないクリーン生産技術により大気汚染物質の発生を減少させなければならない。国は、重大な大気環境汚染をもたらす旧式の生産技術と設備を淘汰する制度を実施する。國務院の経済総合担当部局と関係部局は、重大な大気環境汚染をもたらすことから導入を期限付きで禁止する技術リストと、生産、販売、輸入、使用を期限付きで禁止する設備リストを公表する。生産技術を導入する者は、國務院の経済総合担当部局と関係部局が規定する期間は、このリストで規定された技術の導入を中止しなければならない。使用が禁止された設備を他人に譲渡して使用してはならない。
- 20) 『大気汚染防止法』第24条：国は石炭の選鉱・加工を推進し、石炭の硫黄分と灰分を減らし、高硫黄分炭と高灰分炭の採掘を制限する。採掘される石炭が高硫黄炭、高灰分炭に属する炭鉱を新しく建てる場合は、石炭選鉱施設を建設し、石炭に含まれる硫黄分、灰分を基準内に抑えなければならない。すでに操業を開始している炭鉱で採掘される石炭が高硫黄炭、高灰分炭に属する場合は、國務院の計画に基づき、期限内に選鉱施設を建設しなければならない。放射能及び砒素等の有毒有害物質が基準値を超過する炭鉱を採掘してはならない。

条²¹⁾、第26条²²⁾、第34条²³⁾及び第37条²⁴⁾等に清潔生産に関する内容が追加されている。1996年に改正された、『水汚染防止法』には、清潔生産に関する内容も規定されている。特に、同法の第11条²⁵⁾、第22条²⁶⁾及び第

-
- 21) 『大気汚染防止法』第25条：国務院の関係部局と各レベルの地方人民政府は都市のエネルギー構成を改善し、クリーンエネルギーの生産と使用を推進する措置を採らねばならない。大気汚染防止重点都市の人民政府は管轄地区において国務院の環境保護行政担当部局が規定した高汚染燃料の販売、使用を禁止する地区を認定することができる。同地区の企業及び個人は同地区の人民政府が規定する期限内に高汚染燃料の使用を停止し、天然ガス、液化石油ガス、電気またはその他のクリーンエネルギーを使用しなければならない。
- 22) 『大気汚染防止法』第26条：国は石炭のクリーンな利用を促す経済的・技術的政策や措置を行い、低硫黄分、低灰分の優れた品質の石炭の使用およびクリーン化技術の開発と推進を奨励・支援する。
- 23) 『大気汚染防止法』第34条：国はクリーンエネルギーを使用する自動車・船舶の生産と消費を奨励する。国は高品質燃料の生産と使用を奨励・支援し、燃料に含まれる有害物質による大気環境汚染を減少させる措置を採る。企業及び個人は国務院が定めた期限内に、鉛を含むガソリンの生産、輸入、販売を停止しなければならない。
- 24) 『大気汚染防止法』第37条：工業生産において発生する可燃性ガスは回収、利用しなければならない。回収、利用の条件がなく大気中に排出する場合には、汚染物質の処理を行わなければならない。大気中に転炉ガス、アセチレンガス、電気炉法黄リンのテールガス、有機炭化水素類のテールガスを排出する場合には、所轄の環境保護行政担当部局の許可を受けなければならない。可燃性ガスの回収、利用装置が正常に作動しない場合は、直ちに修復または交換しなければならない。回収、利用装置が正常に作動しない期間に可燃性ガスを排出する場合は、排出する可燃性気体を十分に燃焼させるか、またはその他の大気汚染の制限措置を講じなければならない。
- 25) 『水汚染防止法』第11条：国務院の関係部局と各レベルの地方人民政府は、合理的な工業立地計画を立てねばならず、汚染源となっている企業に対しては再配置と技術改善を進める。総合的な防止対策をとり、水の再利用率を高め、水資源を合理的に利用するとともに、排水と汚染物質の排出量を減少させねばならない。
- 26) 『水汚染防止法』第22条：企業は原材料の利用率が高く、汚染物質排出量の少ないクリーナープロダクション技術を採用するとともに、管理を強化し水質汚染物質の産出量を減少させなければならない。国は水環境を著しく汚染している古い技術と設備に対し、制度的に淘汰させる。国務院の経済総合担当部局は国務院の関連部局とともに、著しく水環境を汚染している技術の期限付き使用禁止リストと、同設備の生産および販売、輸入、使用の各禁止リストを公表する。生産者、販売者、輸入者、使用者は、国務院経済総合担当部局と国務院の関連部局が定めた期限内に、前項で規定したリスト内の設備についてそれぞれ生産、販売、輸入、使用を停止しなければならない。生産技術の利用者は、国務院経済総合担当部局と国務院の関連部局が定めた期限内に、前項で規定したリスト内の技術

23条²⁷⁾等に規定されている水汚染防止の監督と管理についての内容は、清潔生産という理念を明確に反映していると考えられている。さらに、1995年に制定された『固体廃棄物環境汚染防止法』は、明確に清潔生産の理念を貫いていると考えられている。同法の第3条²⁸⁾、第4条²⁹⁾、第17条³⁰⁾、第26条³¹⁾、第27条³²⁾及び第30条³³⁾等に規定されている内容は、清

くの使用を停止しなければならない。前2項により規定した淘汰すべき設備は、他人に譲渡し使用させてはならない。

- 27) 『水汚染防止法』第23条：国は、水質汚染防止措置をとっていない小型化学パルプ製造、染色、染料、製革、電気メッキ、精油、農業およびその他深刻な水質汚染をもたらす工場の新設を禁じる。
- 28) 『固体廃棄物環境汚染防止法』第3条：国家は固体廃棄物による環境汚染の防止について、固体廃棄物の産出量削減と危険性軽減、固体廃棄物の十分な適切利用とその無害化処理という原則を採用し、クリーンアップロダクションと循環型経済の発展を促進する。国家は固体廃棄物の総合利用に役立つ経済的、技術的方策を採用し、固体廃棄物を十分に回収し、合理的に活用する。国家は、環境保護に役立つ固体廃棄物の集中処理の方法を採用し、固体廃棄物による環境汚染の防止産業の発展を促すことを奨励、支持する。
- 29) 『固体廃棄物環境汚染防止法』第4条：県レベル以上の地方人民政府は固体廃棄物による環境汚染の防止業務を国民経済と社会の発展計画に組み入れ、また固体廃棄物の環境汚染防止に役立つ経済的、技術的方策を採用する。国務院の関連部局、県レベル以上の地方人民政府及び関連部局は都市・農村建設、土地利用、地域開発、産業開発などの計画を編成するに当たり、固体廃棄物の産出量削減と危険性の軽減、固体廃棄物の総合利用と無害化処理の促進について総合的に考慮しなければならない。
- 30) 『固体廃棄物環境汚染防止法』第17条：固体廃棄物を収集、貯蔵、輸送、利用、処理する団体と個人は、分散や流出、漏洩またはその他の環境汚染を防ぐ措置を採らなければならない。独断で固体廃棄物を投棄、堆積、廃棄、遺棄してはならない。いかなる団体や個人も河川、湖沼、運河、水路、ダム及びその最高水位ラインより下の池や岸などの法律や法規で廃棄物の投棄、堆積が禁じられている場所に固体廃棄物を投棄、堆積してはならない。
- 31) 『固体廃棄物環境汚染防止法』第26条：輸入者が税関がその輸入した貨物を固体廃棄物の管理範囲に入れることに不服な場合は、法に基づいて行政再議を申請することができ、また人民法院に行政訴訟を起こすことができる。
- 32) 『固体廃棄物環境汚染防止法』第27条：国務院環境保護行政担当部局は国務院経済総合マクロ調整部局とその他の関連部局と共同で産業固体廃棄物の環境への汚染について定義づけを行ない、産業固体廃棄物の環境汚染防止の技術措置を制定し、先進的な産業固体廃棄物の環境汚染防止の生産工程と設備の普及を行なう。
- 33) 『固体廃棄物環境汚染防止法』第30条：産業固体廃棄物を産出する団体は、環境汚染

潔生産の理念を通じ、固体廃棄物汚染問題に取り組むことができると想定されている。1998年に制定された『建設プロジェクト環境保全管理条例』第4条³⁴⁾には、建設プロジェクトに対し、エネルギー消費を抑え、汚染物排出を減少させる清潔生産を利用する義務が明確に規定されている。

政府は、以上の清潔生産に関する諸法を大幅に改正することで、ある程度清潔生産活動の発展を保障することができると考えていた。しかし、立法の過程とその効果を比較すれば、やはり専門的な清潔生産に関する法律を制定することは、中国の状況にふさわしいものであり、清潔生産を推進するための最も効率的な方法であると政府は考え直した。そして、2002年には、清潔生産活動を専門的に規定する『清潔生産促進法』が制定された。法律の名称については、『汚染予防法』、『清潔生産法』、『清潔生産管理法』及び『清潔生産促進法』という様々な名称が構想された³⁵⁾。最後に、清潔生産は、生産の過程、消費の過程及び汚染予防の過程という全過程に適用され、それは、企業の自覚に基づき、先進的なクリーン生産活動であると政府は認定していた。即ち、清潔生産の法律は、政府からの企業活動に対する強制的な行政処分という手段に代えて、政府が各企業の清潔生産活動を指導し、支援し、奨励すること、または公衆から環境汚染と企業の清潔生産活動への監督を強化することを主要内容とする法律である。それにより、『清潔生産促進法』という名称を付すのは、明確にその法律の内容と特徴を反映することができるためである。

2. 基本原則

王明遠によれば、清潔生産を推進することは、市場経済に基づき、企業

↘ 防止の責任制度を構築し、健全に保ち、産業固体廃棄物の環境汚染を防ぐ措置を採らなければならない。

34) 『建設プロジェクト環境保全管理条例』第4条：工業プロジェクトでは、エネルギー消費が少なく、汚染物排出が少ないクリーナープロダクションを採用すると共に、自然資源を合理的に利用して、環境汚染と生態破壊を防止すべきである。

35) 『清潔生産促進法立法草案』（法律出版社、2002年）2頁。

等の市場主体の自主性を前提として、市場経済と環境公益のバランスを確保するために、様々な対策を通じ、企業の積極的な環境保護の行為を奨励するにともない、企業の消極的な行為を抑えることであると考えられている³⁶⁾。いわゆる、中国社会では、マルクス主義経済学の社会主義市場経済³⁷⁾理論に基づき、政府のマイクロ管理という「見える手」と市場経済の自主性という「見えざる手」の総合利用を通じ、企業の清潔生産活動を推進することは、清潔生産の指導思想と法律上の基本原則であると認められている。

3. 対象範囲

中国の清潔生産法の対象範囲については、全生産業及びサービス業にまで及ぶということが、『清潔生産促進法』の第2条と第3条により規定されている。政府は、立法により、伝統的な工業分野から全生産業とサービス業にまで清潔生産の範囲を広げる一方、工業分野の清潔生産を重視するために、他の分野の清潔生産には、原則的規定を定めたのに対し、工業の清潔生産には具体的で詳細な規定を定めた³⁸⁾。そのような規定によって、現在の中国の情況に配慮し、工業分野の清潔生産を十分に確保することができるのと同時に、そこで得られた経験は、将来工業以外の他分野における清潔生産に対する立法過程において、有益なものとなるであろう。

4. 管理執行体制

『清潔生産促進法』の第4条と第6条は、清潔生産を促進するために、國務院³⁹⁾と県レベル以上の地方人民政府⁴⁰⁾に対する計画を規定している。

36) 王・前掲（注2）222頁。

37) 社会主義市場経済とは、中華人民共和国が導入した経済体制である。市場経済を通じて社会主義を実現すると規定された、経済の活性化を図るという体制を指す。

38) 周珂『環境与資源保護法』（中国人民大学出版社、2006年）153頁以下参照。

39) 中華人民共和国憲法の規定によると、國務院は、中華人民共和国の中央人民政府で、最高国家権力機関（全国人民代表大会および全国人民代表大会常務委員会）の執行機関で、

管理体制については、『清潔生産促進法』の第5条により、二つの部分に分けられている。一つは、国務院における清潔生産の全体調整担当部局⁴¹⁾が全国の清潔生産活動の促進を担当することと、県レベル以上の地方人民政府に認定された清潔生産の全体調整担当部局が同行政区域内の清潔生産の促進を担当することである。もう一つは、国務院と県レベル以上の地方人民政府の環境保護、工業、科学技術及び財政等の関係部局が、各自の職責に従い、清潔生産の促進を担当することである⁴²⁾。清潔生産の計画と管理体制を明確に規定することは、中央政府と各レベルの地方人民政府による具体的な清潔生産活動の展開を確保し、各レベルの清潔生産の実施を担当する政府部局の職責も拡大させ、確定することになると考えられている。

5. 政府の責任

『清潔生産促進法』の第二章には、各レベルの政府及び関係部局に清潔生産を推進する責任が規定されている。各レベルの政府は、清潔生産に関する政策と計画の策定及びクリーン生産品の購入と使用についての義務がある。例えば、国務院は、清潔生産の実施に有益な税財政策を策定する義務がある。国務院、関係部局ならびに省⁴³⁾、自治区⁴⁴⁾、直轄市⁴⁵⁾の人民

あり、最高国家行政機関である。国務院は全国人民代表大会に対して行政上の責任を負い、業務を報告する義務がある（大会閉会中は全国人民代表大会常務委員会に対して責任を負い、業務報告の義務がある）。

40) 中華人民共和国の行政区分は、基本的には省レベル、地レベル、県レベル、郷レベルという4層の行政区のピラミッド構造から成る。第三層の行政単位が県、県レベルの市である。中国では「市」の下部に「県」があることになり、日本と比較した場合、県より郡に近い。

41) 2002年の『清潔生産促進法』に規定された担当部局は、商務部と財政部を主にする経済貿易行政担当部局である。しかし、後の政府部局の組織編制の変更により、2012年に『清潔生産促進法』が改正された。現在の担当部局は、国務院の環境保護部、財政部及び商務部等の部局間の協力を通じ、清潔生産の全体調整担当部局になる。

42) 周・前掲（注38）154頁以下参照。

43) 中華人民共和国における行政区分の一つである。本来、中国における行政機関の名称

政府は、清潔生産の実施に有益な産業政策、技術開発及び推進政策を策定する義務がある。県レベル以上の地方人民政府は、国家清潔生産計画に基づき、同行政区域内の資源節約と汚染改善の要請に応じて各自の財政措置を合理的に計画し、清潔生産に関する実施計画を策定する義務がある。各レベルの政府は、環境と資源保護に有益な製品を優先的に購入する義務がある。また、各レベルの政府はそういう製品を購入し使用する個人と企業を奨励する義務がある。

清潔生産の全体調整担当部局は、政府の重要な関係部局として、以前の経済貿易行政担当部局に代えて工業における清潔生産の具体的な役割を担っている。例えば、他の関係部局とともに、清潔生産情報システムと技術諮問サービスシステムを設立すること、清潔生産技術、工法、設備及び製品の目録を公表すること、各産業界と地域の清潔生産及びその技術に関するガイドラインを作成すること、期限付きで淘汰する必要がある生産技術、工法、設備及び製品のリストを制定し公表すること等、様々な産業技術に関する義務がある。

6. 実施の要請と法的責任

『清潔生産促進法』の第三章には、指導性、自発性及び強制性という三つの異なる強制力に分類される清潔生産に関する実施の要請が規定されている。そして、第五章に、企業が強制性の要請の規定に違反する場合には相応な法的責任が規定されている。指導性の要請というのは、政府が企業に清潔生産を実際の産業活動に適用することを提唱する要請である。例え

ゝであったが、その管轄区域をも指す用法が派生し、後には行政機関とは無関係に行政区分の名称として用いられるようになった。現代の中国では地方行政区画のうち最上位のものを指す。

44) 中華人民共和国の行政単位の名称である。中華人民共和国が採用している「少数民族」の統治政策としての民族区域自治に基づいて、少数民族が集まって居住する区域である。

45) 中華人民共和国の最高位の都市であり、省と同格の行政区画である。現在、北京市、上海市、重慶市及び天津市の4市がある。

ば、建設工事、技術改善、容器包装の設計及び廃棄物の回収とリサイクル等である。自発性の要請というのは、企業が製品と企業自身のイメージを改善するために、自ら清潔生産を実施し、政府からの奨励を与えられるという要請である。例えば、企業が自ら政府と資源節約及び汚染物排出の削減等関連する協定を結ぶこと、また、企業が自ら清潔生産の審査を受け入れること等である。強制性の要請というのは、企業が違反した場合には、相応な法的責任を政府が課する要請である。例えば、有毒、有害物質が国家基準を超える建築と修理の材料を生産、販売及び使用を禁止すること、強制回収リスト⁴⁶⁾に列挙された製品及び包装物を回収すること、製品の過剰包装を禁止すること、規定される企業の生産活動に審査を強制的に行うこと等である⁴⁷⁾。

上に述べた『清潔生産促進法』の三つの要請は、指導性と自発性の要請が多く、強制性の要請が相対的に少ない。それは、ある程度に『清潔生産促進法』が促進法としての特徴を体現し、企業の清潔生産活動における今後の法的対応においても、有益なものである。しかし、様々な分野における強制性の要請がなく、拘束力が強くない規定だけでは、現在の段階での清潔生産活動を順調に発展することが確保できなくなる可能性が高い。それ故に、2012年の『清潔生産促進法』の改正により、製品の過剰包装の禁止及び強制的に清潔生産の審査を行うこと等、強制性の要請が規定され、またそれは増加傾向にある。

7. 奨励措置

各産業にとって清潔生産という環境保護と持続可能な発展を目指す新たな

46) 強制回収リストというのは、政府が製品のリサイクルのために、各企業を制強制的に回収させる特定な廃棄物のリストである。そのリストについては、2002年の改正前の『清潔生産促進法』第27条に規定されたが、2008年の『循環経済促進法』の第17条に規定されることと重複したから、2012年の新『清潔生産促進法』が改正された。

47) 『清潔生産促進法』の実施に関する指導性、自発性及び強制性の要請について、王・前掲(注2)155頁以下参照。

な生産モデルは、必ず今の段階では、ある程度の利益を犠牲にしなければならないと考えられている。したがって、清潔生産を推進するため、政府からの宣伝と技術の支援以外に、奨励措置が必要である。『清潔生産促進法』の第四章には、以下三つの奨励措置が規定されている。

第一に、国が清潔生産を行う企業に顕彰する制度である。国は、企業の積極性を発揮させるために、清潔生産を実施しかつ効果が出ている企業に対して、顕彰と奨励を与えることができる。第二に、奨励措置の中に、最も直接的な効果がある手段の一つは、企業の清潔生産技術の改善に資金提供することである。『清潔生産促進法』の第31条の規定により、県レベル以上の人民政府は、企業の清潔生産技術の改善に、同行政レベルの財政を配分し、特定資金を提供する。例えば、清潔生産技術に関する研究と開発の項目、重要工業における清潔生産技術の改善に関する項目及び自発的な汚染物排出削減協定中に明記する技術の改善に関する項目等、清潔生産技術の改善に関する資金支援である。第三に、国が、税政策を通じ、特定のリサイクルの企業を優遇することである。『清潔生産促進法』の第33条の規定により、国は、廃棄物あるいは廃棄物から回収した原料を利用し、新たな製品を生産した企業に税政策の優遇を与えることができる⁴⁸⁾。

Ⅲ. 改正前の『清潔生産促進法』における 実施体制、実施状況及び問題点

1. 改正前の『清潔生産促進法』の実施体制

中国の2010年国家計画により、全人代常委会⁴⁹⁾（全国人民代表大会常務委員会）の『清潔生産促進法』に対する「執法检查组」⁵⁰⁾ という法執

48) 『清潔生産促進法』の奨励措置についての内容は、周・前掲（注38）225頁以下参照。

49) 中華人民共和国における最高国家権力機関および立法機関である全国人民代表大会（全人代）の常設機関。全人代とともに立法権を行使する。また、全人代閉会中に最高の国家権力を行使し、立法機能を代行する。

50) 中国人民代表大会常務委員会に属する一つの組織であり、全人代常委会による制定さ

行状況の検査グループは、2010年の5月から7月まで、全国における『清潔生産促進法』が制定されてからの実施状況への調査を行うことになった。5月の下旬から7月の月上旬まで、「執法检查组」及び依頼された地方行政部局は、北京市、上海市、湖南省、山東省、陝西省及び黒龍江省等という15の省と直轄市の清潔生産促進法における実施体制及び実施状況に、全般的な調査を行った。そのような地方行政区域の法律の執行状況に関する全般的な調査レポートは、2003年からその法律の地方における執行状況が明確に体现できると考えられている。以下にその調査レポートで言及されている同法の実施体制を紹介する。

(一) 法律の実施についての国務院の総合的な策定

第一に、国務院は、『清潔生産促進法』が実施された2003年に、国家發展改革委員会⁵¹⁾の『清潔生産の推進を速めることに関する意見』を定め、全国の清潔生産活動計画を策定し、他の関係行政部局に清潔生産の推進を速めることに関する任務も配った。2005年に、国務院は、『省エネルギー排出削減に関する総合的な方案』を公表し、清潔生産を省エネルギー及び汚染排出削減に関する分野に対する重要な一環として、全面的に清潔生産を推進した。そして、国務院は、清潔生産に関する宣伝及び育成を広めるために、国の主要マスコミとインターネットにおける宣伝等という様々な手段を通じて、清潔生産法を普及した。

第二に、国務院は、工業における主要な分野と企業に、清潔生産審査に関する法律を規定し、清潔生産審査を強制的に行うことに関する若干の政策を策定した。例えば、『主要企業における清潔生産審査の順序に関する通知』、『主要企業における清潔生産審査を一層に強化することに関する通知』及び『主要企業における清潔生産を推進することに関する通知』等と

↘れた法律の執行状況への審査を担当することである。

51) 中華人民共和國国務院に属する行政部局。略称は「国家發展改革委」である。

いう国務院に制定された規定はその一例である⁵²⁾。そのような規定により、清潔生産に、汚染廃棄物排出の削減及び重金属汚染の処理という工業汚染対策を結び付けて一つのまとまりにすることは、工業における様々な主要企業の清潔生産審査の根拠になっている。

（二）法律の実施についての関係部局の具体的な策定

第一に、各産業分野において、産業における調整と革新を中心として、清潔生産に関する政策を策定することである。国務院における関係部局は、清潔生産の審査と評価を推進するため、企業に技術と知力のコンサルタントを提供し、国家清潔生産専門家コンサルタント機関を設立した。各地方政府も、積極的に清潔生産コンサルタント機関を設立し、企業に対する清潔生産審査における指導を展開した。国家發展改革委員会及び原国家環境保護総局⁵³⁾は、清潔生産審査を明確に規定する『清潔生産審査暫定方法』と電子製品の回収、資源化及び無害化を規定する『廃棄電気電子製品回収処理管理条例』を制定し、公表した。工業情報化部⁵⁴⁾は、清潔生産技術及び管理体制の改善に関する『工業と通信業における清潔生産促進を強化することに関する通知』を公表した。2010年までに、政府は、『清潔生産促進条例』（3省（市））、『清潔生産の推進に関する実施方法』（20省（市、区））、『清潔生産審査実施細則』（30省（市、区））、『清潔生産企業査収方法』（22省（市、区））をそれぞれ制定した⁵⁵⁾。

第二に、各工業分野に、清潔生産における厳格な基準が受け入れられ、工業レベルが高められることである。国家發展改革委員会は、石炭、火力

52) 陳至立「全国人民代表大会常務委員会執法検査組関与検査清潔生産促進法実施情况的報告」（全国人民代表大会常務委員会公報、2010年6月）591頁参照。

53) 中華人民共和國環境保護部（前身：国家環境保護総局）は、中華人民共和國国務院の付属機関の一つである。主要業務は、環境保護に関する事務である。

54) 中華人民共和國国務院に属する行政部局であり、工業と情報の役目を担当する。

55) 陳・前掲（注52）590頁参照。なお、本文括弧内の数字は、制定された省（市）の数を表すものである。

発電, 鉄鋼, 肥料アンモニア, 電気鍍金, 捺染及び製紙等という45の産業分野に, 清潔生産の評価基準を受けさせた。工業情報化部は, 鉄鋼とアルカリ業等という主要な工業分野に, 清潔生産における厳格な基準に対する管理政策を策定した。環境保護部も, 清潔生産審査の内容として, 54の産業分野における清潔生産の基準を制定した⁵⁶⁾。

第三に, 先進的な清潔生産技術を利用し, 伝統的工業を革新することである。国家発展改革委は, 今まで3種類の『清潔生産技術指導目録』⁵⁷⁾を公表し, それにより各主要な工業分野における先進的な清潔生産技術と設備の利用を指導した。科学技術部は, 国の科学技術の基本計画を通じ, 重大な汚染が発生しやすい産業に対する清潔生産技術の開発と改善を推進し, 他の関係部局と共に, 清潔生産, 省エネルギー及び汚染物排出削減等に関する新たな技術も公表した。工業情報化部は, 金属, 石油及び化工等という17の主要な産業に対する清潔生産技術に関する推進方案を公表し, 115の新しい清潔生産技術も普及した。そして, 国家財政における清潔生産に関する特定資金を利用し, 主要な清潔生産技術の試験と推進を援助した。財政部は, 他の関係部局と共に, 政府から省エネルギー, あるいは生産材クリーンの生産品の優先購入と強制購入に関する政策を策定した。または, 多くの地方政府と部局も, 積極的に新しい清潔生産技術と設備を利用し, 電力, 鉄鋼及びセメント等という伝統的な工業分野の改革を推進した⁵⁸⁾。

第四に, 旧式の技術及び設備を淘汰することである。環境保護部は, 鉄鋼及びセメント等というエネルギー消費が高い7つの産業分野に清潔生産審査の重点を置き, 三年一回に全面的な清潔生産審査の受審を規定した。工業情報化部は, 石炭, 鉄鋼, 電気鍍金, 捺染及び製紙等という産業にお

56) 陳・前掲(注52) 591頁参照。

57) 『清潔生産技術指導目録』というのは, 国家発展改革委に公表され, 各主要な工業分野にそれぞれの清潔生産技術に関する支持を提供することができる国の政策の一つである。

58) 陳・前掲(注52) 592頁参照。

ける旧式の技術及び設備を淘汰することに、厳しい基準を制定した。

2. 改正前の『清潔生産促進法』の実施状況

（一）全人代常委会の調査レポート（2010年）における同法の実施状況

前項で確認した同法の実施体制に続いて、全人代常委会の検査グループが作成した同法の実施状況に対する調査レポートを確認する。第一に、『清潔生産促進法』が制定されてから、国务院は、様々な手段を通じ、清潔生産に関する育成活動を展開し、それに関するコンサルタント機関も増加した。2003年から2009年まで、全国では、25015社の工業の企業に清潔生産技術に関する育成と276回の清潔生産審査を担当する技術者への育成が行われた。合計1.5万人以上の技術者の育成ができた故に、工業企業の清潔生産に関する専門の能力が強化されると考えられている。各地方でも、清潔生産に関する育成には、年に延べ5万人に達することがあった⁵⁹⁾。加えて、現在各省（市、区）では、565社の清潔生産技術に関するコンサルタント機関が設立されたにともない、4200人以上の専門技術者がその中で勤務している⁶⁰⁾。そういう機関は、既に清潔生産に関する技術交流、コンサルタント及び普及等という重要な役割を担っている。

第二に、国务院の関係部局は、徐々に主要企業に強制的な清潔生産審査の実施を強化している。全国データから見れば、政府から公表された、清潔生産審査の受審義務がある主要な企業数は、2004年の117社から2008年の2789社になった。その中に既に清潔生産審査を受け入れた数は、2004年の77社から2027社になった。まだ不完全のデータの統計によると、全国では、工業分野における自ら清潔生産審査を受け入れる企業数は、2003年から2009年まで、合計12650社であった。江蘇省を例として、工業分野における自ら清潔生産審査を受け入れる企業数は、4530社に達し、全省同様に

59) 陳・前掲（注52）591頁参照。

60) 陳・前掲（注52）592頁参照。

ベルの企業の9.4%を占めた⁶¹⁾。

第三に、汚染の発生源における削減により、環境改善とエネルギー節約という目的を果たすことである。国务院をはじめに、他の関係部局と地方政府は、清潔生産に関する項目実施や清潔生産審査を行う等、様々な手段を通じて、企業の清潔生産に関する整備、主要産業の革新、エネルギーの節約及び汚染物排出量の削減等を達成し、様々な分野において上記目的が実現することを予想している。統計によると、2003年から2009年までに、全国企業が、清潔生産を実施した結果、化学的酸素要求量、アンモニア態窒素及び二酸化硫黄については、それぞれ227万トン、5.1万トン及び71.2万トン削減され、118億トンの水及び4932万トンの石炭も節約された。それ故に、エネルギー節約と汚染物の排出削減における大きな成果があったと考えられている。広東省政府は、石炭、電力及び建築材料等という32の主要な産業における299社の企業の7924個の清潔生産における実施方案に、34.99億元を投入した。その結果、化学的酸素要求量、二酸化硫黄及び廃水の排出量については、それぞれ1.34万トン、1.18万トン及び8310.11万トン削減され、32.36億元の経済利益が実現された。馬鞍山鉄鋼会社は、清潔生産の要請に従い、企業の生産と管理における冶金、製造及び運搬の全過程において、汚染の予防、そのコントロール及び処理を強化した。当社の状況は、2000年の状況に比べて、鉄鋼におけるエネルギーの総合消費が、978キロの石炭から730キロの石炭に減じ、工業用水の循環利用率も76%から96%に増え、固体廃棄物の総合利用率も98%に達していることであった。

農業の関係部局は、積極的に先進的な技術を利用し、有毒でかつその成分が残留しやすい農薬の使用を厳格に規制し、全面的に農業における清潔生産を推進した。江西省は、有機肥料及び特別に処方された肥料等という20項目以上の農業における清潔生産技術を推進し、その結果、肥料利用率

61) 陳・前掲(注52)590頁参照。

は3%上昇し、窒素肥料の使用量、化学合成農薬の使用量については、それぞれ10%、20%以上低下した。建設の関係部局は、省エネルギー、節水、建設材料の節約及び汚水とゴミの処理における施設の建設を推進した。黒龍江省の建設部局には、建設における省エネルギーと節水の設計が広まり、新型の建設材料が適用され、新たな建設工事における強制的な基準の達成率も98%に達していた⁶²⁾。

（二）主要都市（上海市と北京市）における同法の実施状況

続いて、以下において、新聞報道並びに関係研究に基づき、主要都市における同法の実施状況を確認する。各主要都市には、清潔生産活動が行われていた。上海市においては、2003年から2009年まで、既に370以上の企業に清潔生産審査が受け入れられ、その中の107企業が上海市の清潔生産企業であると認定された。統計によると、上海市は、清潔生産審査を通じ、その結果、石炭を19.96万トン節約し、二酸化炭素、二酸化硫黄及びCODの排出量については、それぞれ49.9万トン、2880トン及び204.7トン削減した⁶³⁾。上海市政府は、清潔生産と省エネルギーの整備が国家産業政策の規定に合わない43企業に、認可を与えないこととした。また、以前に認可されたにもかかわらず、現在の規定に合わない103社の認可を取り消すこともあった⁶⁴⁾。

北京市は、2005年から正式に清潔生産審査を推進した。北京市は2007年の末まで、電気、冶金及び化工等という6つの主要な工業分野において、全109企業に清潔生産審査を受け入れさせ、862の新たな清潔生産の提案を提出させた。その結果、企業には、年間を通じて、水、電気及び石炭については、それぞれ902.4万トン、987.6万キロワット時及び3.1万トンの節

62) 陳・前掲（注52）591-592頁参照。

63) 尤凤根「清潔生産促進法促使發展模式的變革」（中国産業，国家發展改革委2009年）43頁。

64) 尤・前掲（注62）44頁。

約がなされた、また、ダスト、廃水、COD 及び固体廃棄物については、それぞれ86.9トン、513万トン、116.6トン及び17.5万トンの削減がなされ、3.39億円の経済利益が実現された⁶⁵⁾。

3. 改正前の『清潔生産促進法』の問題点

本法の制定目的は、中国で初めての持続可能な発展という理念に基づき、循環経済の発展を目指し、清潔生産を促進することである。しかし、本法が実施されてから、中国においては、行政管理の問題、企業の実施問題及び一般市民の意識不足等という様々な問題点から、法制度における清潔生産の推進はまだまだ不十分であると考えられている。

第一に、法律の文言では、清潔生産における政府部局の権限が明確に確定できないことである。中国の環境法における環境管理体制は、科学技術、農業、工業及び建設等という様々業界の管理を担当する専門の部局と環境保護部が協力し、共同管理を行うという体制である。しかし、改正前の『清潔生産促進法』第5条⁶⁶⁾により、清潔生産を担当する部局は、環境保護部局ではなく、経済貿易部局であった。全国の経済と生産の発展を担当し、企業を管理する経済貿易部局は、企業の清潔生産についても管理することとなった。したがって、政府は、同局に企業の清潔生産を管理担当させることで、その運用面において、コスト低減等の有益性があると考ええる。しかし、そのような組織体制は、主要目的である清潔生産における環境保護が強調できず、利益を重視する経済発展と持続可能な社会を目指す環境保護間にある相反する核心価値の区別が不明瞭になる恐れがあり、同局に清潔生産を担当させることには運用上問題があると考ええる。

65) 2007年北京市節能減排十大事件（北京日報、2008年1月14日）。

66) 改正前の『清潔生産促進法』第5条：國務院經濟貿易行政担当部局は、全国におけるクリーン生産の促進を組織・調整する責任を負う。國務院環境保護、計画、科学技術、農業、建設、水利及び品質技術監督などの行政担当部局は、各自の職責を果たし、関連のクリーン生産促進業務に責任を持つ。

そして、『清潔生産促進法』の中には、各政府部局間の協力と職責もはっきり確定できない。したがって、国家發展改革委、環境保護部及び工業と通信業化部に、重複の清潔生産の標準化システムが策定されたが、企業がいかなる明確に適用されることに困難な問題が多いと考えられている⁶⁷⁾。さらに、2002年に『清潔生産促進法』が制定されてから、国務院の組織編制が二回変更したので、客観的に部局の職責は、法律の規定に合わなくなる場合も多くなった。ある程度に、本法の実施には、影響を及ぼすことがある。

第二に、清潔生産の法制度において具体的かつ強制的な保障が不足していることである。『清潔生産促進法』の内容は、指導、奨励及び提唱ということを中心とした法律規範に基づき、政府において指導とサービスを提供する職能を強調することであり、名称としては促進法という法律上の特徴を体现している。特に、改正前の法律の第6条⁶⁸⁾、第29条⁶⁹⁾及び第30条⁷⁰⁾等という条文は、清潔生産の規範原則の方針を体现する。しかし、循環経済、または清潔生産は、中国ではまだ新たな概念である。したがって、経済利益の最大化を求める企業にとって、自分の意思で清潔生産を推進することには、またいろいろな障害があると考えられている。それ故に、『清潔生産促進法』における規定は強制力が弱いので、同法の実施に

67) 王盛軍「2003年清潔生産促進法之評析」（污染防治技術、2005年10月）46頁。

68) 改正前の『清潔生産促進法』第6条：国は清潔生産に関する科学研究、技術開発や国際協力、広報宣伝、そして、クリーン生産の知識の普及、清潔生産技術の普及などの活動を奨励する。

69) 改正前の『清潔生産促進法』第29条：企業は国と地方の汚染物排出基準を達成したうえで、自主的に管轄権のある経済貿易行政担当部局と環境保護行政担当部局との間で資源節約または汚染物排出量削減などに関する上乘せ協定を結ぶことができる。経済貿易行政担当部局と環境保護行政担当部局は当該企業の名称とその資源節約または汚染防止の成果を所在地域の主要メディアを通じて公表するものとする。

70) 改正前の『清潔生産促進法』第30条：企業は、国の環境管理システム認証の規定に照らして、自ら国の認証認可監督管理部門から授権された認証機関に申請し、環境管理システム認証を取得し、クリーン生産のレベルを高める。

において実効性を持たない可能性が高い。そして、同法の実施においては、強制的な法律上の実効性がないため、各政府部局間におけるその責任の所在が不明瞭になる問題が指摘されている⁷¹⁾。

そして、社会各界から促進法に対して最も注目されたのは、製品の過剰包装という問題である。改正前の法律の第20条⁷²⁾に製品の過剰包装についての問題が明確に規定されたが、その規定の実施には、まだ様々な問題点がある。統計によると、中国では毎年消費された製品の包装材料が4000万トン以上あるが、それは主に過剰包装に原因があると考えられている⁷³⁾。近年、人民の生活レベルが向上し、小売販売商品の種類がますます豊富になるにつれ、企業は、商品の品質向上に努めると同時に、商品の包装を積極的に改善しており、商品価値をさらに高め、市場競争力を増強させるために重要な役割を果たしてきた。しかし、一部の企業は、商品価格を引き上げるため、商品の包装にのみ力を入れてきた。包装が何重にもなされ、隙間が過度に大きく、包装材料が不適當で、包装物の回収利用が難しく、包装コストが過度に高く、さらには高価な物品と合わせて販売することもある。とくに近年、月餅、茶葉、酒類、化粧品、保健食品などの商品で、過剰包装がますます過熱し、社会各界から広い関心を集めている⁷⁴⁾。そして、強制回収リストに載せた製品と包装材における回収率はまだ低いと考えられている。『清潔生産促進法』に強制回収に関する内容が明確に規定されたにもかかわらず、拘束力を持たない制度のため、企業に包装を強制回収させることには、様々な運用上の困難がある。

第三に、法律により企業に清潔生産審査を行うことは不十分である。現

71) 王・前掲(注67)47頁。

72) 改正前の『清潔生産促進法』第20条：製品及びその包装の設計には、ライフサイクルの観点から人体の健康及び環境に影響を及ぼさないことを考慮しなくてはならない。無毒、無公害、分解しやすい、リサイクルしやすい設計を優先的に採用すること。企業は製品の包装を合理化し、包装材料の過度使用と包装材廃棄物の発生を削減するものとする。

73) 陳・前掲(注52)592頁参照。

74) 商品過剰包装対策に関する國務院弁公庁の通知(國務院公庁、2009年1月)。

在では、清潔生産審査を受ける企業の割合はまだ低い。統計によると、2003年から2009年まで、清潔生産審査を受ける工業企業は、わずか全国の工業企業の0.15%を占めたにすぎない。たとえ清潔生産が既に大幅に推進される地域であるとしても、自ら清潔生産審査を受け入れる企業は、同じ規模の企業の10%しか占めない。またある省では、自ら清潔生産審査を受け入れる企業数は、ただ20社しかない。そして、政府から公表された強制的に清潔生産審査を行う企業数はまだ少ないと考えられている。例えば、ある省に公表されたそういう企業の割合は、まだ『清潔生産審査を行う主要企業における分類管理の目録』の十分の一にも届かない⁷⁵⁾。

第四に、清潔生産の実施を指導する奨励制度はまだ不完全である。企業から清潔生産を推進する原動力が足りない主要な原因は、法律に定められる奨励制度における総合的な調整が不完全なためである。第一の理由は、各部局の自立性が高まることによる逆機能である。つまり、国家財政における特定資金が各部局に分散されることにより、清潔生産の発展に対する統一行動が困難になる可能性がある。また、国家財政に配分された清潔生産の特定資金は、ただ工業と通信業にのみ適用されるものであり、そのような規模が小さく、用途も狭い資金は、清潔生産における全過程の要求を満たさないこととなる。第二の理由は、政府が中小企業における清潔生産の推進に対し、『清潔生産促進法』に規定された特定基金がまだ設立されていないことである。他の中小企業に対する特定基金の割合はまだ低く、その効果の実効性が問題点として指摘されている。第三の理由は、法律が、企業の清潔生産活動に資金を提供し、税制面での優遇することに関する規定を、まだ十分に整備していないことである。以上上記した三つの理由により、学者は、企業が清潔生産を推進する積極性に悪影響を及ぼす可能性を指摘している⁷⁶⁾。

第五に、清潔生産における法律責任が明確ではない。法律責任というの

75) 陳・前掲(注52) 592頁参照。

76) 『清潔生産促進法』における奨励制度の不十分さについては、白艶英、馬妍『修訂完

は、法律規範が社会の中に確定的に実施される重要な担保手段であると考えられている。改正前の『清潔生産促進法』に規定された第37条⁷⁷⁾、第38条⁷⁸⁾、第39条⁷⁹⁾、第40条⁸⁰⁾及び第41条⁸¹⁾には、同法を有効的に実施するために、規定に違反した後の行政処罰が規定された。しかし、改正前の『清潔生産促進法』には、法律責任についての条文がただ五つ規定されたにすぎない。そして、行政処分という方法しか規定されず、相応な民事責任と刑事責任についても、明確に規定されていない。例えば、第38条には、確かに企業の責任が規定されたが、明確に法律の執行する主体が規定されないと考えられている。第39条には、法律を執行する主体が県レベル以上の地方人民政府の経済貿易行政担当部局であると明確に規定されたが、同法を執行する主体に法律を執行する手段が規定されないから、実効もなくなる可能性が高いと考えられている。第40条には、規定された罰金が多くないことから見ると、企業の清潔生産における実際な拘束力を持た

↘全清潔生産促進法的思考』(環境保護, 2011年第21期) 41頁以下参照。

- 77) 改正前の『清潔生産促進法』第37条:本法の第21条の規定に違反し、製品の材料成分を標記しない又は正確に標記しない場合、県レベル以上の人民政府品質技術監督行政担当部局より期限付き改善命令を下す。改善しない場合、5万元以下の罰金を課すことができる。
- 78) 改正前の『清潔生産促進法』第38条:本法第24条第3款の規定に違反し、有毒・有害物質含有量の国家基準を超過した建築と装飾の原料を生産・販売する者に対し、製品品質法と関係民事・刑事法律の規定に基づき、行政・民事・刑事責任を追究する。
- 79) 改正前の『清潔生産促進法』第39条:本法第27条第1款の規定に違反し、製品又は包装材の回収義務を履行しない者に対し、県レベル以上地方人民政府経済貿易行政担当部局より期限付き改善命令を下す。改善しない場合、10万元以下の罰金を課すことができる。
- 80) 改正前の『清潔生産促進法』第40条:本法第28条第3款の規定に違反し、清潔生産審査を実施せず、あるいは審査を受けたがその結果をありのままに報告しない者に対し、県レベル以上の地方人民政府環境保護行政担当部局は期限付き改善命令を下す。改善しない場合、10万元以下の罰金を課すことができる。
- 81) 改正前の『清潔生産促進法』第41条:本法第31条の規定に違反し、汚染物排出状況を公表しないあるいは規定の要請に従わないまま公表する場合、県レベル以上地方人民政府の環境保護行政担当部局によって公表される。あわせて10万元以下の罰金を課すことができる。

ないと考えられている⁸²⁾。それ故に、清潔生産に関する法律責任が明確に規定されないと、清潔生産の実施が保障できないと考える。

IV. 2012年の『清潔生産促進法』の改正

1. 改正の経緯

『清潔生産促進法』は、深刻な環境汚染問題を背景に2002年6月に制定、2003年1月1日に施行された。清潔生産とは、生産からサービス、消費に至る全段階で、クリーンなエネルギー及び原材料の選択、先進的な技術、設備の導入等により環境問題の発生を抑制し、資源の利用効率を高め、人体や環境への危害を減少させることをいう。本法は、その促進のための政策や計画の策定、生産基準作成等の行政部局の役割に関する規定、汚染処理技術の利用等様々な措置の実施、その状況の審査及び報告等の企業の義務に関する規定等を定めていた。

上記したとおり、清潔生産を実施する企業は少なく、政府の関係部局が拘束力を持たない等、様々な『清潔生産促進法』の問題点に対して、学者は、その具体的な課題を以下二点指摘する。一つ目は、政府における責任の明確化である。2002年の清潔生産促進法が制定されてから、中国政府の担当部局の組織編制が二回も変更され、政府には、新しい管理担当部局の役目を改めて明確にする必要がある。二つ目は、関連する法律の整備である。政府には、清潔生産の計画を推進すること、企業の清潔生産活動に資金を提供し、税制面での優遇をすること及び一部企業の生産活動に審査を強制的に行うこと等、以上三つの項目を政府の責任として、関連する法律を改正する必要がある⁸³⁾。それ故に、全人代環境及び資源保護委員会

82) 『清潔生産促進法』における法律責任の不足点については、陳・前掲（注52）592頁、王・前掲（注67）47頁及び白・馬・前掲（注76）41頁以下参照。

83) 改正前の『清潔生産促進法』に対する学者が指摘した課題については、常・前掲（注14）参照。

は、改正前の法律の改正作業を進め、2011年10月24日の第11期全人代常務委員会第23回会議に改正法案を提出し、第1回審議が開始された。同年10月29日から11月30日までパブリックコメントが募集され、2012年2月29日に改正法案が採択され、改正法は2012年7月1日から施行された。

2. 改正の概要

清潔生産促進法の改正法は、全6章40か条から成る。構成は、第1章総則、第2章清潔生産の推進、第3章清潔生産の実施、第4章奨励措置、第5章法律責任、第6章附則となっている。次に主な改正点を紹介する。

(一) 清潔生産の担当部局に関する規定の改正

2003年の国务院の管理担当部局の組織編制により、全国の清潔生産を担当する国家経済貿易委員会が廃止され、その任務は国家発展改革委員会が担当することとなった。部局の変更の上で、改正された条文は第4条、第5条、第8条、第10条、第11条、第12条、第17条、第28条、第29条、第35条及び第36条である。その中に、政府の担当部局名の改正については、例えば、「関係行政担当部局」から「関係部局」になり、「科学技術行政担当部局」から「科学技術部局」になり、「教育行政担当部局」から「教育部局」になり、「経済貿易行政担当部局」から「工業部局」になり、「標準化行政担当部局」から「標準化部局」になり、「品質技術監督行政担当部局」から「品質技術監督部局」になったのである。改正法は、将来の機構改革にも対応できるように、清潔生産の担当部局を具体的な組織名ではなく、職務を明示した清潔生産の全体調整担当部局とした。

(二) 清潔生産計画の推進

改正前の法律で県レベル以上の地方人民政府の担当部局が策定することとなっている清潔生産推進計画については、その法的拘束力が弱いと指摘されていた。改正法の第8条により、国务院における清潔生産の全体調整

担当部局には、全国の清潔生産を推進することが担当された。そして、政府は、それぞれの地方の状況により、県レベル以上の地方人民政府における清潔生産の全体調整担当部局にその地域の清潔生産計画を推進することを担当させた。本改正により、計画担当部局が変更されたのは、政府部局の責任がさらに明確になり、清潔生産活動を推進する実効性が向上するからである⁸⁴⁾。

（三） 政府から資金投入の強化

清潔生産の実施を指導する奨励制度が不完全であるという問題を解決するために、政府は、改正法の第9条、第31条、第32条及び第33条において、国家清潔生産推進計画が定めた主要な産業分野等における清潔生産の推進のため、国家財政における特定資金の投入強化と、清潔生産を行う企業に対する税制面での優遇ことを定めた。加えて、改正法は、県レベル以上の地方人民政府が清潔生産推進事業において予算を計上し、主要な事業を支援することも定めた⁸⁵⁾。

（四） 清潔生産審査の強化

企業は、資源の消費及び廃棄物の排出の状況をモニタリングし、必要に応じて清潔生産の審査を受け、県レベル以上の地方人民政府の担当部局及び環境保護部局に報告しなければならないが、これまでは、それが単なる審査、報告に終わり、汚染等の改善につながっていないことが指摘されてきた⁸⁶⁾。そして、法律により、企業に清潔生産審査を行うことはまだ不十分であり、清潔生産審査を受ける企業の割合がまだ低いという問題点を解決するために、改正法の第27条と第39条は、一部の企業の生産活動に審査を強制的に行うことを強化すること及び相応な罰則を定めた。それは、

84) 白・馬・前掲（注76）44頁以下参照。

85) 尤・前掲（注62）46頁以下参照。

86) 白・馬・前掲（注76）44頁以下参照。

強制的に清潔生産審査を行うことを初めて法律条文に入れることでもある。またそれは、審査範囲を拡大し、国民における監督の重視を強化するものである。したがって、強制的な規定により、法律実施における効率も必ず向上されると考えられている。

(五) 製品包装の軽量化

改正前の法律における製品の過剰包装という問題点は最も注目された。今では、製品の過剰包装は社会問題になっている。商品過剰包装の根源は、不健康な消費理念と消費習慣にある。マスメディアの世論効果と監督作用を十分に発揮させ、過剰包装の危害を広め、健全、文明、節約という消費理念と社会風潮を大いに提唱し、社会全体を動員して過剰包装と奢侈浪費の風潮に自覚的歯止めをかける⁸⁷⁾。過剰包装の問題を解決するための肝心なところは、法律により、政府が企業、特に食品の企業及び健康用品の企業を指導し、規範を通じ、設計と生産の段階にできるだけ資源の節約と廃棄物排出の削減ということを重視させることである。改正法の第20条では、製品の包装の材質、構造及び費用は、製品の品質、費用等に見合ったものとし、過度の包装をしてはならないと定めた。なお、強制回収すべき製品及び包装材に関する重複した改正前の法律の第27条⁸⁸⁾の規定は、『循環経済促進法』に同様の規定があることから、改正法では削られた。

87) 前掲「商品過剰包装対策に関する国務院弁公庁の通知」(注74) 参照。

88) 改正前の『清潔生産促進法』改正法第27条：強制回収リストに載せた製品と包装材を生産・販売する企業は、製品の廃棄や包装材使用後にそれを回収するものとする。強制回収の製品と包装材のリストおよび具体的な回収方法は、国務院経済貿易行政担当部局が策定する。国は、強制回収リストに載せた製品と包装材に対し、回収利用を促進する経済措置を講じる。県レベル以上地方人民政府の経済貿易行政担当部局は定期的に強制回収する製品と包装材の実施状況を検査し、直ちに検査結果を社会に公表するものとする。具体的な実施方法は国務院経済貿易行政担当部局が策定する。

3. 中国循環経済法制の展望

2012年に改正された新しい『清潔生産促進法』は、循環型社会の形成を目指し、循環経済法制の重要な一環として、改正前の法律より、今日の急速に発展した工業をはじめ、各産業の清潔生産事業をより推進させるものであると考えられる。しかし、現在同法が変化の著しい社会状況に適用され、かつ円滑に運用されるためには、様々な分野において、政府が取り組むべき課題が残されているといえよう。

『清潔生産促進法』が円滑に実施されるうえで、最も大きな問題は、制定された法律が形骸化され、各地方に適用されない蓋然性が高まることである。その原因については、以下の三点が考えられる。第一に、現在の中国については、まだ急速的な社会発展の段階に属し、各レベルの政府、特に各地方人民政府は、当地の経済発展と地域建設に大多数の人力と財政力を投入し、それぞれの業績を重視し過ぎており、一方的に経済成長を追求し、環境への負荷を無視しがちである。第二に、中国の財政制度と税制により、財政力はほとんどが中央政府に集中する。そのため、十分な資金を持たない地方政府には、基本問題群である当地の教育、文化、衛生及び社会保障等を解決するために、経済発展を最重視することとなり、資源節約と環境保護という問題を軽視するおそれがある。第三に、清潔生産関連法律の実施において必要なことは、同法律の制定自体だけでなく、それを円滑に運用する合理的制度（所掌範囲が明確な担当部局の設置、効率的な清潔生産の実実施計画の策定及び十分な資金力と人力の確保）と整合性のとれた環境法体系（関連する諸法律）の確立である。日本の環境法体系を参照すると、その一つを構成している『循環型社会形成推進基本法』は、以下二点において、その運用面並びに実施面双方において、優れた法律であると言える。第一に、同法には循環型社会を目指す法体系として、個別法としての『廃棄物処理法』及び『容器包装リサイクル法』等が整備されており、その法的統一性が明確に担保されている。第二に、日本政府が同法の有効性を高めるために、実施可能な基本計画及びその具体的措置を明確に

策定している。それ故に、中国は、日本から先進的なやり方を吸収して中国の状況に適用し、清潔生産促進法制を推進するべきである。それとともに、中国の環境法体系において、『循環経済促進法』、『環境法』及び『エネルギー法』等は、相互に協調可能な法律として改善されることにより、中国の循環経済法制はより整合性が確保され、かつ、より有効性を増すものに発展していくことであろう。

参考資料：清潔生産促進法（クリーン生産促進法）（2012年）
中華人民共和国主席令（第54号）

《〈中華人民共和国清潔生産促進法〉の改定に関する全国人民代表大会常務委員会の決定》は中華人民共和国第11期全国人民代表大会常務委員会第25回会議において2012年2月29日に採択され、ここに公布し、2012年7月1日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤
2012年2月29日

第一章 総則

第1条 本法は、清潔生産を促進し、資源の利用効率を高め、汚染物の発生を抑制し、環境の保護及び改善を図り、人体健康を保障し、経済と社会の持続可能な発展を促進するために制定する。

第2条 本法で言う清潔生産とは、継続的に設計を改善し、清潔なエネルギーや原料を利用し、先進的な技術と設備、管理の改善、综合利用等の措置を講じ、発生源から汚染を削減し、資源の利用効率を高め、生産、サービス及び消費段階での汚染物の発生と排出を削減又は防止し、人体健康及び環境への危害を減少し、防止することである。

第3条 中華人民共和国領域内において、生産及びサービス活動を営む事業者及び関連する管理活動を行う部局は、本法の規定に基づき、清潔生産を組織し、実施する。

第4条 国は、清潔生産を奨励し、促進する。国務院及び省レベル以上の地方人民政府は、清潔生産の促進を、国民経済と社会発展計画、または環境保護、資源利用、産業発展、地域開発などの計画の中に組み入れるものとする。

第5条 清潔生産の全体調整担当部局は、全国における清潔生産の促進を

組織し、調整する責任を負う。国務院における環境保護、計画、科学技術、農業、建設、水利及び品質技術監督等の関係部局は、各自の職責を果たし、関連の清潔生産促進業務に責任を持つ。

2. 省レベル以上の地方人民政府は、同行政区域内における清潔生産の促進業務を指導する責任を負う。省レベル以上の地方人民政府における清潔生産の全体調整担当部局は、その行政区域内における清潔生産促進業務を組織し、調整する責任を負う。省レベル以上地方人民政府における環境保護、計画、科学技術、農業、建設、水利及び品質技術監督等の関連部局は、各自の職責を果たし、関連の清潔生産促進業務に責任を持つ。

第6条 国は、清潔生産に関する科学研究、技術開発及び国際協力、広報宣伝、さらに清潔生産の知識の普及、清潔生産技術の普及等の活動を奨励する。

2. 国は、公衆及び社会団体が、清潔生産の宣伝、教育、普及、実施及び監督活動に参加することを奨励する。

第二章 清潔生産の促進

第7条 国務院は清潔生産の実施に有益な財政・税制政策を策定するものとする。

2. 国務院及び関係部局と省、自治区、直轄市における人民政府は、清潔生産の実施に有益な産業政策、技術開発、推進政策を策定するものとする。

第8条 国務院における清潔生産の全体調整担当部局並びに環境保護、工業、科学技術等の関係担当部局は、国民経済、社会発展計画及び資源節約並びに汚染源削減の要請に応じて、国家清潔生産計画を策定し、国務院を通じて、これを公表する。

2. 国家清潔生産計画には、清潔生産の目標、主要な任務及び保障措置とともに、資源消耗と汚染物排出のレベルに従い、清潔生産を推進す

る重要な生産領域、業種及びプロジェクトを確定するものとする。

3. 各業種における国務院の関係担当部局は、国家清潔生産計画により、本業種の重要な項目を確定し、各業種に応じる専門の清潔生産計画を策定し実施する。

4. 県レベル以上の地方人民政府は、国家清潔生産の計画及び各業種に応じた専門の清潔生産計画により、本地域の資源節約や汚染源削減の要請に応じて、本地域の重要項目を確定し、清潔生産計画を策定し実施する。

第9条 国家予算においては、国務院は、清潔生産の促進活動への資金支援が強化されるものとする。一部の予算は、国家財政清潔生産に関する特定資金及び他の清潔生産用資金から構成され、その目的は、特に指定された清潔生産を推進する重要な生産の領域、業種及びプロジェクト等、さらには清潔生産技術の普及、あるいは生態環境が損われやすい地域での清潔生産の拡大を支えることである。清潔生産の促進活動を支援する国家予算の具体的支出内容と方針は、国務院における財政担当部局、清潔生産の全体調整担当部局及び関係担当部局が調整する。

2. 県レベル以上の地方人民政府は、地方財政を見据えて計画し、清潔生産の促進活動資金を手配し、社会からの資金を運用し、同生産の重要項目を支援するものとする。

第10条 国務院並びに省、自治区、直轄市における関係部局は、清潔生産に関する情報システム及び技術コンサルティングの構築を支援し、社会に対して清潔生産の方法、技術、再生利用可能な廃棄物の需給状況、清潔生産の政策等の情報やサービスを提供するものとする。

第11条 国務院における清潔生産の全体調整担当部局は、国務院における環境保護、工業、科学技術、建設及び農業等の関係部局と連携し、定期的に清潔生産に関する技術、工程、設備及び製品の案内リストを公表する。

2. 国務院並びに省、自治区、直轄市の人民政府における清潔生産の

全体調整担当部局と環境保護の関係部局は、他の各レベル関係部局と連携し、重要業界あるいは重要地域における清潔生産に関するガイドラインと技術ハンドブックを作成し、清潔生産の実施を指導する。

第12条 国は、過度な資源利用及び深刻な環境汚染をもたらす旧式の生産技術、工法、設備及び製品に対し、それらを淘汰する期限付き制度を導入する。国務院における関係部局は、期限付きで淘汰する生産技術、工法、設備及び製品のリストを策定し、公表する。

第13条 国務院における関係部局は、必要に応じて、省エネルギー、節水及びリサイクル等、環境と資源保護に関する製品ラベルを作成することを承認し、他の関係規定に基づき、相応の基準を制定する。

第14条 県レベル以上の人民政府科学技術部局及び他の関係部局は、清潔生産技術や環境と資源保護に配慮した製品研究と開発活動、清潔生産技術の模範と普及活動を指導し、支援するものとする。

第15条 国務院における教育部局は、清潔生産の技術と管理に関する課程を、高等教育、職業教育及び技術研修に関する体系に組み入れるものとする。

2. 県レベル以上の人民政府における関係部局は、清潔生産の宣伝と研修活動の展開を組織し、国家公務員、企業経営管理者及び公衆の清潔生産意識を高め、清潔生産の管理及び技術の人材を育成する。

3. 新聞出版、テレビ放送及び文化等の部局と関係社会団体は、各自の特長を生かし、清潔生産に関する宣伝活動を展開するものとする。

第16条 各レベルの人民政府は、省エネルギー、節水及びリサイクル等、環境と資源保護に配慮した製品を優先的に購入するものとする。

2. 各レベルの人民政府は、宣伝及び教育活動を通じ、公衆が省エネルギー、節水及びリサイクル等環境に配慮した製品を購入し、消費することを奨励するものとする。

第17条 各省、自治区、直轄市の人民政府における清潔生産の全体調整担当部局と環境保護の関係部局は、清潔生産事業の必要に応じ、同区域の

主要メディアを通じ、エネルギーの利用基準あるいは汚染物の排出基準を超過する企業のリストを公布し、企業が清潔生産を実施する状況に対する公衆からの監督に根拠を提供する。

2. 上に述べたリスト掲載企業は、国務院における清潔生産の全体調整担当部局と環境保護の関係部局の規定に従い、エネルギーの利用状況あるいは汚染物の排出状況を公表し、公衆の監督を受けるものとする。

第三章 清潔生産の実施

第18条 新規建設、改築及び拡大等に当たっては、環境影響評価を実施するものとする。原材料の使用、資源の消費、資源の総合利用及び汚染物の発生と処理等に関しては、分析及び評価を行い、資源の利用効率が高い、又は汚染物発生量が少ない清潔な生産技術、工法及び設備を優先的に利用する。

第19条 企業は、技術革新を行う過程において、以下の清潔生産措置を講じるものとする。

(1) 毒性が強いか、あるいは危害が大きい原料に代えて、無毒、無公害もしくは低毒、低公害の原料を採用すること

(2) 資源利用率が低く、汚染物発生量が多い技術と設備に代えて、資源利用率が高く、汚染物発生量が少ない技術と設備を採用すること

(3) 生産過程で発生した廃棄物、廃水及び廃熱等を综合利用し、あるいは循環利用を行うこと

(4) 国あるいは地方が設定した汚染排出基準及び排出総量規制基準を達成することができる汚染防止・対処技術を採用すること

第20条 製品及びその包装の設計には、ライフサイクルの中で人体の健康及び環境に影響を及ぼさないことを考慮し、毒性がない、公害を起こさない、分解しやすい、リサイクルしやすい設計を優先的に採用するものとする。

2. 企業は、製品包装を合理化し、包装の材質、構造及び原価が、製

品の品質、規格及び原価に相応しなければならない。包装からの出る廃棄物を減少し、過剰包装を禁止する。

第21条 大型電機設備、運輸機械及び国務院における工業部局が指定するその他の製品を製造する企業は、国務院における標準化部局又はその授權機関が制定した技術規格に照らし、製品の本体部分に、その材料成分の標準番号を明記するものとする。

第22条 農業生産者は、化学肥料、農薬、農業用ビニール及び飼料添加物を使用し、栽培と養殖技術を改善し、農産品の優良化、無害化及び農業廃棄物の資源化を実現し、農業環境汚染を防止するものとする。有毒、有害廃棄物は、肥料又は耕作に用いることを禁止する。

第23条 飲食、娯楽及びホテル等のサービス業は、省エネルギー、節水及びその他の環境保全に有利な技術と設備を採用することとし、資源を浪費しまたは環境を汚染する消費財の使用を減らすか、又はやめるものとする。

第24条 建築事業は、省エネルギー、節水等の環境と資源保護を配慮した設計、建築手法、装飾原料及び建築部品並びに設備を採用するものとする。

2. 建築と装飾の原料は国の基準に適合しなければならない。国の基準を超過した有毒、有害物質を含有する建築と装飾の原料を生産、販売及び使用することを禁止する。

第25条 企業は、鉱産資源の探査及び採掘にあたり、資源の有効利用、環境保全、汚染防止に有益な探査、採掘方法、技術を採用し、資源の有効利用を促進するものとする。

第26条 企業は、経済技術の方面における可能な条件の下で、生産とサービスの過程から生じた廃棄物、余熱等を自ら回収利用し、あるいは条件に適合する他の企業及び個人の利用に譲渡するものとする。

第27条 企業は、生産とサービスの過程において、資源の消費及び廃棄物の排出状況について監視測定を行い、必要に応じて、両過程に対して清

潔生産審査を実施するものとする。

2. 以下の状況が該当する企業の清潔生産活動に対し、審査を強制的に行うものとする。

(1) 汚染物の排出量が、国家及び地方が規定する基準を超過する、もしくは国家及び地方が規定する基準は超えないものの、汚染物排出の総量規制における指標を超過した場合

(2) 製品の単位エネルギー消費量が規定する基準を超過し、エネルギーを多く消費した場合

(3) 有毒、有害の原材料を使用して生産を行い、あるいは生産過程の中で有毒、有害物質を排出した場合

3. 汚染物の排出量が国及び地方が規定した基準を超過する企業は、環境保護に関する法律の規定により、汚染を処理するものとする。

4. 強制的に清潔生産審査を受ける企業は、所在地域の県レベル以上の人民政府における清潔生産の全体調整担当部局及び環境保護部局に対して、その審査結果を報告し、それを同区域の主要メディアを通じて公表し、公衆の監督を受けるものとする。但し、商業秘密に関することはこの限りではない。

5. 県レベル以上の地方人民政府における関係部局は、企業に対する強制審査を監督するものとする。その関係部局は、必要に応じて、企業の清潔生産活動の効果に対し、審査及び評価を行う。それらに関する費用は同レベルの政府の予算に含まれる。審査及び評価を行う担当部局は、審査及び評価を受ける企業から賄賂を受取ることを禁止する。

6. 清潔生産に関する審査方法は、国務院における清潔生産の全体調整担当部局、環境保護部局及び国務院における他の関係部局により制定される。

第28条 本法第27条第2項に規定された以外の企業は、清潔生産の全体調整担当部局と環境保護部局との間で、自主的に資源節約または汚染物排出量削減等に関する上乗せ協定を結ぶことができる。清潔生産の全体調

調整担当部局と環境保護部局は、当該企業の名称とその資源節約、汚染防止の成果を所在地域の主要メディアを通じて公表するものとする。

第29条 企業は、自らの意思により、国の環境管理システムの認証規定に照らし、国務院における認証認可を監督管理部局から授権された認証機関に申請し、環境管理システム認証を取得し、清潔生産のレベルを高めることができる。

第四章 奨励措置

第30条 国は清潔生産に対する表彰・奨励制度を作り、清潔生産実施において顕著な成績を取めた事業者と個人に対し、人民政府から表彰・奨励を行う。

第31条 清潔生産研究、模範事業及び研修に従事し、国の清潔生産における主要な技術革新プロジェクト及び本法第28条に規定された自主的な資源節約または汚染物排出削減における協定の中に記載した技術革新プロジェクトに対し、県レベル以上の人民政府は資金を支援する。

第32条 関係規定で設立した中小企業発展基金は、必要に応じて該当する適当額の資金を中小企業の清潔生産促進に投入するものとする。

第33条 本法の規定により、廃棄物を利用して製品を生産し、あるいは廃棄物の中から資源を回収するものに対し、人民政府は、関係規定に従い、税制面での優遇を提供する。

第34条 企業は、清潔生産審査及び研修にかかった実施する費用を企業の経営コストとして計上することができる。

第五章 法的責任

第35条 清潔生産の全体調整担当部局と他の関係部局は、本法に規定された職責を果さない者がいる場合、関係法律の規定により、当該職員及びその責任者を処分することができる。

第36条 県レベル以上の地方人民政府における清潔生産の全体調整担当部

局と環境保護部局は、本法第17条第2項の規定に違反して、同規定の要求に従わず、汚染物排出状況を公表しない者に対して、それぞれの権限により公表命令を下すことができる。この場合には、10万元以下の罰金を科すことができる。

第37条 県レベル以上の地方人民政府における品質技術監督部局は、本法第21条の規定に違反して製品の材料成分が標記しないか、又は正確に標記されない場合、対象者に対して、期限付き改善命令を下すことができる。改善されない場合は、5万元以下の罰金を科すことができる。

第38条 人民政府は、本法第24条第2項の規定に違反して国家基準を超過した有毒有害物質を含有する建築および装飾の原料を生産販売する者に対し、製品品質法、関係する民事及び刑事法律の諸規定に基づき、行政責任、民事責任及び刑事責任を追及する。

第39条 県レベル以上の地方人民政府における清潔生産の全体調整担当部局と環境保護部局は、本法第27条第2項と第4項の規定に違反して清潔生産審査を実施せず、あるいは審査を受けたものの、その結果を正確に報告しない者に対し、それぞれの権限により期限付き改善命令を下すことができる。改善されない場合は、5万元以上10万元以下の罰金を科すことができる。

2. 審査及び評価を担当する部局、あるいはその職員が、本法第27条第5項の規定に違反して、その地位を利用し、審査及び評価を受ける企業から賄賂を受け取り、あるいは求め、正確に審査及び評価を行わない場合、当該職員及びその責任者は処分される。犯罪になる場合、法律の規定に基づき、刑事責任は追及される。

第六章 附則

第40条 本法は2003年1月1日より施行する。